

## 大分大学医学部学生生活委員会細則

平成21年12月10日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部学生生活委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 委員会は、医学部学生の学生生活に関する事項について審議し、学生生活の支援に資することを目的とする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生の行事に関する事。
- (2) 課外活動及び課外活動施設に関する事。
- (3) 福利施設に関する事。
- (4) その他学生生活の支援に関する事。

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学生生活委員長
  - (2) 医学科の教授、准教授又は講師 3人
  - (3) 看護学科の教授、准教授又は講師 1人
  - (4) 先進医療科学科の教授、准教授又は講師 1人
  - (5) その他学部長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第2号から第5号までの委員は、学部長が任命する。

### (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学生生活委員長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

### (委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

### (事務)

第9条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

### (雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部細則第3－6号）

- 1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第4条第1項第2号、第3号及び第4号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部学生生活委員会規程（平成16年医学部規程第3－5号）は廃止する。

附 則（平成24年医学部細則第3－9号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第3－2号）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。